

「アラブの春」でサウディアラビアの女性は民主化を求めたのか?
Did Women in Saudi Arabia Demand Democracy in the “Arab Spring”?

東京大学
辻上奈美江

2011年初頭にチュニジアでの抗議行動を皮切りに始まった「アラブの春」は、アラブの権威主義非産油国のみならず、湾岸産油国にも飛び火した。サウディアラビアに波及した「アラブの春」で無視できないのが、抗議主体としての女性であった。チュニジアやエジプトの影響を受け、2011年1月に脆弱なインフラ整備に対する抗議デモを初めて起こしたのは女性であったし、9.11テロ事件直後からテロ容疑者として拘束されたままの家族の釈放を内務省前で訴えたのも女性抗議者だった。さらに、女性たちの運動は自動車運転解禁運動へと展開した。「アラブの春」に際してサウディアラビアでは、東部に居住するシーア派を中心とするデモも展開されたが、それ以外のデモでは女性が中心的役割を担ったと言っても過言ではない。

結社や集会が禁止されているサウディアラビアで、国内の各地に抗議行動が波及したことは注目に値すべき出来事であった。さらにそのような抗議行動において、しばしば社会的・文化的規範のために成人とは看做されない女性が主体的な役割を担ったことは軽視できない。サウディアラビアの例は、たとえば同様に女性がデモに参加したが、軍関係者から「処女検査」を受けるという屈辱的事件が起きたエジプトとは異なる展開となったことを示している。

サウディアラビアの一連の抗議行動について興味深いことのひとつは、民主化（ディモクラティーヤ）や自由（フッリーヤ）または平等（ムサーワー）といった表現が用いられなかったことである。ちなみに同国は2000年に女性差別撤廃条約を批准しているが、高度な車社会において女性による自動車の運転が禁止されていることは間違いなく女性の行動の自由を制限してきた。また、女性の政治参加も男性以上に制限されてきた。このような状況にもかかわらず、女性たちはなぜ、民主化や自由、平等といった表現を用いることなくこれらの運動を展開したのか。またなぜ、政府は女性の政治参加については一定の可能性を約束した一方で、自動車運転については解禁しないのか。そしてより大局的な問題としてなぜ、他の国とは異なり、抗議行動は運転解禁へと向かったの

か。

本発表では、以下の三つのポイントから検討する。

第一は、「民主化」、「自由」そして「平等」について想起されるイメージである。「女性の解放」や「ジェンダー平等」が推進された欧米地域では、女性が男性と「平等に」働くことが求められるが、家事負担は依然として女性の手から離れない二重負担を強いられている。また、自由とはしばしば男女の自由交際と同意であると理解され、「自由」が「無秩序」と曲解されることもある。エドワード・サイードは『オリエンタリズム』で、欧米の人びとがどのようにオリエンタリズムを想起しているかについて批判的に論じたが、他者に対する誤ったイメージが構築・強化される事実は、反対に「オキシデンタリズム」についても当てはまる点について指摘する必要があるだろう。

第二は国家と国民との関係である。サウディアラビアはレント（不労所得）のばらまきを通じた君主制として説明される。今回の「アラブの春」について、レントや君主制はどのような役割を果たしたのか。そしてそれらはジェンダーの視点からはどのように捉えられるかについて論じる。

最後は域内政治や国際関係の観点である。アラブの盟主であり、イスラームの「二大聖地の守護者」たるサウディアラビアとして、一連の女性に関する政策の一部転換はどのような戦略性を形成しているのか、あるいはしていないのかについて検討する。

「ミャンマーの民主化プロセスとジェンダー：軍隊・僧侶・アウンサンスーチー」

土佐桂子

ミャンマーの「民主化運動」は1988年以降現在も続く長い運動といえる。一方、国際社会におけるミャンマーとは、欧米的「民主主義」を理想として語るアウンサンスーチーの存在を得て、イデオロギーとしての「民主主義」が経済制裁を誘引できる政治的磁場でもあったといえよう。国際的には、彼女や国民民主連盟（NLD）が注目され、カリスマ女性対軍政という構図が前景化する傾向にあったが、国内ではジェンダーに関する議論はさほどなかった。

多数政党による議会制を採用したウー・ヌ政権（1948-62）をクーデターで倒したネーウィン将軍は、ビルマ式社会主義計画党による一党支配を樹立し（1962-88）、50年に及ぶ軍人支配の礎を作った。大土地所有者からの農地開放、富裕層資産の国有化などは評価されたが、長期の統制が経済的停滞を招いた。1988年大学生を中心に始まった民主化運動は、米価低迷等の経済問題が直接の原因との分析もある。この時期の民主化運動において、ジェンダー関連の論争や女性団体との連関はさほど見られない。その理由は、第一に、国民の関心がまず一党独裁、軍政打倒にあったからだろう。スーチー氏は「女性」指導者である以前に、ミャンマーの文脈では、「国軍の父」アウンサン将軍の「子」として、国軍に正統性を保ちつつ批判ができる唯一の立場にあった。第二に、ビルマ族を中心として、女性の社会的地位と社会進出が比較的守られたという歴史社会的背景がある。女性の組織はあっても、その組織がジェンダーをめぐる政治化することは少なかった。双系制社会で男女の均等相続は慣習法でも守られ、近代以降教育や就業の機会も女性にかなり与えられた。ネーウィン政権の社会主義体制下で国営企業化が進み、男女賃金格差が微かになったことも、社会問題がジェンダー化されなかった一因であろう。ただ倫理規範や性規範は女性に厳しく、重婚や再婚、結婚の際の純潔等に二重規範が存在する。また上座仏教社会では比丘尼の伝統は失われ、宗教的に女性が劣位に置かれる等、問題は存在した。

一方、民主化運動を抑えて登場した軍事政権（SLORC、後の呼称は SPDC、以降軍政と記す）は1990年総選挙で大敗したものの政権は移譲せず、市場経済への移行などを行い、国際社会の批判が高まると、独自のロードマップに従い「民主化」を進めると発表した。また、国家の外延を守るものとしての「ミャンマー文化」を強調し、そこでは文化規範の保持が女性に求められる傾向にあった。その意味でスーチー氏の英国人との結婚や欧米との関係は、軍政による格好の標的となった。一般の人々も、反軍政としての「民主化」は望むが、「自由」は文化的領域とみなす傾向にあり、過度な「自由」がミャンマー文化衰退に繋がる危機観は広範に語られていた。

仏教も重要であり、軍政側は飴と鞭政策により、サンガ（僧団）懐柔と支配強化を狙った。サンガは憲法上、選挙権、被選挙権を持たないが、共同体に密着し、檀家と近しく社会問題を熟知し、大きな影響力を持つ。言論統制下でも説法は許され、隠喩等巧みな表現で武力弾圧や軍政を暗に批判する高僧も多かった。2007年の僧侶デモにみられるように、僧侶は民

主化推進の重要なアクターとなってきた。

軍政下でも公務員等の女性就職率、教育進学率、教員（大学を含む）、医者等の女性比等の統計資料では、ジェンダー差は比較的少ない。ただ、90年以降経済開放政策が取られ、外資系企業の工場誘致が相次ぎ、女性の就労機会は増えたが、賃金格差は助長された可能性がある。またネーウィン政権以降の軍人支配の長期化が管理部門の男性比を増加させ、政策決定からの女性排除傾向は助長されたと思われる。

軍政主導で準備された憲法草案には、国会議員の4分の1が軍人枠という条項が含まれ批判も多かったが、2008年国民投票で可決、その後憲法に基づく総選挙が行われ、2011年3月新政権が登場した。今年の補欠選挙では45議席のうち、スーチー氏をはじめNLDが43議席の当選者を出し、全体的に女性議員も増えた。少数民族問題や人身売買等背後の諸問題が顕在化する傾向もあり、ジェンダーに関わる議論はむしろ今後出てくることが予想される。

1. はじめに

韓国の民主化運動は1960年の4・19学生革命を経て1970年代から多様な階層、ジェンダー、地域を巻き込みながら骨太く成長してきた。開発独裁政権を率いた朴正熙射殺(1979)光州民衆抗争(1980)、全斗煥、盧泰愚の両軍事政権をへて1987年について民主化宣言がなされた。1989年、ベルリンの壁崩壊に象徴される冷戦崩壊という世界情勢の変化を受け、民主化が進んだ。

2. ジェンダー平等政策

民主化以後、韓国は国連女性地位委員会で模範とされるほど、ジェンダー平等政策を打ち出した。1995年に「女性発展基本法」が、1999年には「男女差別禁止法」が制定された。1997年から2003年にかけて、「女性政策基本計画」一次、二次が樹立される一方で、2001年に創設された「女性部」(2005年から「女性家族部」に改編)を中心に、女性国会議員のクォーター制導入などの政治的参加のみならず、性暴力・性売買に関する問題への取り組みを支援した。2004年には初の女性法務部長官を抜擢している。

3. 戸主制廃止に至る家族法改正

1958年に公布された韓国新民法典の内容は植民地期民法の改定にすぎなかったために、家族法改正を要求して1973年に「汎女性家族法改正促進会」を結成する。1977年から部分的改正を経て、2005年に究極目標であった戸主制廃止が認められた。さらに婚姻年齢の統一、再婚禁止期間の削除など日本の家族法に先行する部分まで女性たちの要求が受容された。

4. 性暴力・性売買への批判

1991年に金学順さんのカムアウトは植民地期に女性が味わった苦痛を知らしめるとともに、軍隊と性暴力への関心を高めた。1986年、運動圏にいた権仁淑さんへの警察による性拷問事件も公権力による性暴力として注目を集めた。

これら一連の出来事が契機になり、韓国における性売買・性暴力を禁止する法制化が進められた。

1997年に性暴力関連法、2004年に女性の道徳的退廃を問う「淪落行為等防止法」から社会構造の変化を求める「性売買斡旋処罰法」「性売買被害者保護法」が制定、性売買に対する社会的認識の変化を促した。

5. 女性労働者—非正規雇用問題と格差

1970年代の民主化運動をけん引した女性労働運動は繊維、縫製、カツラなどの輸出主導産業を中心に展開された。女性労働環境が劣悪だったために女性たちの低賃金と人権抑圧に対する抵抗の強度も強かった。

しかし1980年代に資本主義構造が変化し、男性中心の労働者階級運動が成長すると、女性労働運動は周辺に押しやられた。1987年の民主化以後、労働運動の爆発的な成長が起こ

り、労働条件も急速に向上したが、この過程で大企業と中小企業、男性と女性の賃金格差が生じ、企業の方でも格差を利用して労働運動の分裂を図った。

1980年代、進歩的な女性運動は基層女性が運動の中心になるべきだと考え、女性団体連合は1988年に「男女雇用平等法」改正にも取り組むが、労働組合との連携なく進行した。1998年の通貨危機以降、労働者の非正規雇用化を進めたが、女性の場合は年齢や経歴に関係なく全般的な非正規雇用化が見られる。

「女性労働連帯会議」のもとに連携した女性運動団体は、2001年の母性保護法の改正運動、2005年の非正規職法改悪反対運動などで積極的な姿勢を見せている。

6. 韓国民主化以後のジェンダー課題

2012年の司法試験合格者の女性比率は過去最高の42%となった。民主化以降、長年の懸案事項だった家族の民主化も図られ、ジェンダー平等をはかる法整備が進んだが、この恩恵を被っている女性と、そうでない女性の格差が進んでいる。

韓国女性の労働力率はM字型であるが、育児、家事で女性に負担が集中する現実が、晩婚化、少子化につながり、女性の非正規雇用にも繋がっている。

政治的民主化と並行して、経済危機克服のために導入することになった新自由主義の結果、もたらされた経済格差は男性間より女性間において深刻だ。

社会構造的に軍隊の存続、徴兵制といった問題を抱えるために軍加算点制論議などが再燃し、ジェンダー平等の確立を阻んでいる。